

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成29年 2月 1日
発信課	総合政策部秘書課
担当者	篠原
連絡先	電 話 25-5306
	F A X 22-2286
	E-mail hisyo@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	<input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他
日 程	平成29年2月14日（火）15：00～
発表項目 （行事名）	旭川市功労者表彰式の開催について
概 要 （趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。）	<p>次のとおり開催いたしますので、報道方よろしくお願いたします。</p> <p>1 開催日時 平成29年2月14日（火）15：00～</p> <p>2 場 所 旭川市役所総合庁舎 2階 第1応接室</p> <p>3 受賞者 <small>なかじま たかし</small> 中島 孝志 氏</p> <p>※平成12年10月から平成28年10月まで16年間の 長きにわたり旭川市監査委員会委員を務められました。</p> <p>4 次 第 開会の辞</p> <p>表彰状・功労章授与</p> <p>市長あいさつ</p> <p>来賓祝辞</p> <p>受賞者謝辞</p> <p>閉会の辞</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 旭川市功労者表彰条例（第2条第2号）
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	問合せ先：旭川市総合政策部秘書課（電話25-5306）

改正 昭和29年10月5日条例第26号 昭和31年8月30日条例第24号
昭和40年4月5日条例第21号 平成19年3月23日条例第7号

〔題名改正〕

第1条 この条例は、市勢の伸展に寄与した者の功労を称え、市民総意による感謝の反映として、これを表彰し、市民をして横溢する愛市観念を、助長させることを目的とする。

第2条 市長は、この条例の本旨にもとずき、次の各号に定める者の中から、時宜に応じて、被表彰者を議会に推せんして、その決定によつて表彰しなければならない。

- (1) 市勢の伸展に尽力し、功労の大きかつた者
- (2) 市議会議員、選挙管理委員会委員及び監査委員として、満12年以上勤務した者
- (3) 市長及び副市長として満12年以上勤務した者
- (4) 市職員として満20年以上勤務し、成績優良、功労顕著であつた者（消防職員を含む。）

第3条 被表彰者には、表彰状並びに功労章を贈呈し、その名誉は、一代限りとする。

2 前項の功労章は、別記のとおりとする。

第4条 第2条第2号から第4号までの在職年数は、次の各号によつて計算する。

- (1) 期間の計算は、就任及び就職と同時に開始する。
- (2) 1月に満たない端数は、1月とする。
- (3) 在職年数の中断は、これを通算する。
- (4) 前後職を異にしたときは、第2条各号の年数を通算する。
- (5) 本市に併合された町村においては、相当年数は、この条例の年数による。

第5条 被表彰者であつても、その後の功労又は在職により、更に表彰することができる。

第6条 市長は、被表彰者にして、その体面を保有することができず不相当と認めるときは、議会の決定を経て、功労者より、除外することができる。

第7条 この条例施行に関し、必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第2条第2号から第4号までの規定については、本市施行の日から適用する。

2 功労者表彰規程（昭和6年11月7日告示第147号）は、これを廃止する。

附 則（昭和29年10月5日条例第26号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

2 昭和29年6月30日以前に市公安委員であつた者の在職年数は、旭川市表彰条例第2条第2号に規定する在職年に通算する。

附 則（昭和31年8月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則（昭和40年4月5日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第7号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

3 この条例の施行前に助役又は収入役であつた者の在職年数は、第1条の規定による改正後の旭川市功労者表彰条例第2条第3号に規定する在職年数に通算する。

別 記

旭川市功労章